

甲種防火管理再講習受講案内

峡北広域行政事務組合消防本部

1 講習の種類

この講習は、消防法施行規則第2条の3第1項の規定に基づく甲種防火管理再講習であり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して行うものです。

また、この講習は5年に1度受講することが義務付けられています。

2 受講義務対象者

飲食店・店舗・ホテル・病院など収容人員が300人以上の特定防火対象物の防火管理者として選任された方で【甲種防火管理新規講習、甲種防火管理再講習の受講日以降直近の4月1日から5年以内ごと】又は【甲種防火管理講習を受講してから5年以上経過し、防火管理者として選任された日から1年以内】の方。

3 講習の日程及び定員

令和4年2月25日（金）午前9時から正午まで

講習時間	講習科目	所要時間
9:00～9:20	受付	20分
9:20～9:30	開講式	10分
9:30～10:30	火災事例と防火管理	60分
10:40～11:40	消防法令の改正概要	60分
11:40～12:00	閉講式・修了証交付	20分

定員 27名

4 講習会の場所

韮崎市本町4丁目8-36

峡北広域行政事務組合 消防本部 2階 【大会議室】

5 受講申請書の受付

(1) 日時：令和4年1月24日（月）から1月28日（金）までの5日間

午前9時から午後4時30分まで

※定員に達し次第締め切ります。

(2) 場所：韮崎市本町4丁目8-36

峡北広域行政事務組合 消防本部 2階 【予防課】

6 受講申込

(1) 申請書

受講希望者は、申請書及び甲種防火管理講習修了証又は再講習修了証の写しを添えて受講申請してください。申請書は峡北広域行政事務組合消防本部予防課及び管内の消防署・分署に準備してあります。

また、当消防本部ホームページからもダウンロード可能です。

なお、申し込みは予防課窓口のみです。電話や郵送等での申し込みはできません。

(2) 申請書への写真添付

縦4cm×横3cmの大きさに6ヶ月以内に撮影した単身、無帽、正面上半身で無背景の写真を添付してください。

(3) 受講料

2,000円(テキスト代含む)は講習会当日の受付の際に徴収いたします。

※テキストは当日お渡しいたします。

8 新型コロナウイルス感染症対策

当日は、3つの密を避け、体温測定、手指の消毒、マスク着用の徹底等、新型コロナウイルス感染症対策を講じて実施します。

※風邪のような症状が認められる方は、受講できない場合がありますのでご了承ください。

9 その他

(1) 講習当日は必ず整理券、筆記用具を持参してください。

(2) 遅刻、早退した方には「修了証」は交付できません。

10 問い合わせ先

峡北広域行政事務組合 消防本部 2階「予防課」

葦崎市本町四丁目8番36号

電話 0551-23-7119

ホームページ <http://www.kyohoku-koiki.jp/>